

6. と畜者が行うとさつの届出について

(1) 法におけると畜者等の役割

法において、と畜者は、牛個体識別台帳の最終履歴情報であるとさつ年月日等を届ける者であると同時に、その後の川下へ向けて流通する牛肉について個体識別番号を最初に伝達する重要な役割を果たしています。このような生きた家畜から牛肉という食品に変換される工程を管理する者の表示は、消費者へ個体情報を正確に伝達するための個体識別番号の表示の起点となります。

また、食肉卸売市場等の場合にみられるように、出荷者から牛を引き受けとさつまで牛を管理をする者（荷受業者）が「と畜者」と異なる場合は、牛及び牛肉に関する正確な情報の管理と伝達が図られるよう荷受業者については、実質的に出荷者と牛を関連づける唯一の情報の管理者であることから、たとえ1日程度の牛の管理であっても当該牛についての「管理者」として、譲受け等について農林水産大臣への届け出が義務付けられています。

(2) と畜者の届出事項とその方法

①届出事項

と畜者は、牛をとさつした場合には、以下に掲げる事項について、農林水産大臣（実際には、事務委任を受けている家畜改良センター）に報告しなければなりません。

- ア 当該牛の個体識別番号
- イ とさつの年月日
- ウ と畜者の氏名又は名称及び連絡先（電話番号）
- エ 当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地
- オ 譲り受け等の相手方の氏名又は名称及び連絡先（電話番号）

②届出の方法

実際の家畜改良センターへの届出は、上記の事項について、

- ア 改良センターから示された様式により記入してFAXで送付する方法
- イ 改良センターが提供するID連携システム（後述）の活用により届け出る方法
- ウ 改良センターが提供するLOTシステムの活用により届け出る方法

のいずれかの方法により行ってください。アにより届け出る者については、当該枝肉が牛肉として流通する時期を考慮し、原則としてとさつの日から3日以内に報告してください（3日分まとめていただいても結構です）。

なお、平成15年11月15日からの届出については、改良センターの定める新たな様式を用いて報告してください。

③牛を譲り受ける荷受業者とと畜者が固定されている場合の対応

食肉卸売市場で見られるように同一のと畜場において、牛を譲り受ける「荷

受業者」と「と畜者」がそれぞれ固定されている場合は、両者の連名により、個体識別番号、譲渡し等の年月日、譲受け等の年月日等の事項を届け出ることができます。この場合、連名で届け出るための改良センターから示された様式による報告やID連携システムを活用ください。

④譲受け等の相手方等を特定することが難しい場合の対応

①のオの譲受け等の相手方の氏名又は名称及び連絡先（電話番号）について、譲受け等の相手方等である出荷者以外の「管理者」をにわかに特定することが難しい場合にあっては、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の運用について」（平成15年7月2日付け生畜第2072号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知。以下「運用通知」という。）第5の3に準じ、牛の売買代行者等の氏名又は名称及び連絡先を改良センターに報告してください。

（3）と畜場におけるID連携システムの活用

①ID連携システム

ID連携システムとは、と畜場、家畜市場、農協、育成牧場及び大規模農場等の多数の牛の異動（移動、と畜）を行う者を対象として、届出を正確かつ迅速に行うために、ハンディターミナル（バーコードの読みとり機能を有します。以下「HT」という。）を用い、耳標や出生報告カード等から個体識別番号のバーコードを読みとり、届出をするシステムのことです、改良センター及び（社）家畜改良事業団が利用者に対しシステム（ソフト）を提供しています。

また、このシステムは利用者にとっては、HTで読みとった複数の個体識別番号を一括検索できる等、個体識別情報の迅速な確認・収集が可能となるとともに、改良センターからフィードバックされる最新の個体識別情報が活用できる等、業務の効率化に役立てることができます。

このように、ID連携システムは、と畜場における個体識別番号の管理や枝肉への正確な表示を支援するものであり、牛のとさつ頭数が多いと畜場では、当該システムの活用をお勧めします。

②と畜場におけるシステム利用の手順概要

と畜場におけるID連携システムの利用は、次のような手順で行われます（具体的に活用をする場合は、改良センターにお問い合わせ下さい）。ここでは、と畜場における手順を示しますが、家畜市場や農協等での利用手順も同様となっています。

ア　と畜場の係留所において受け入れた牛の耳標のバーコード（個体識別番号）をHTで読み取ります。

イ　HTに蓄積されたデータをと畜場の事務所にあるID連携システムがインストールされているパーソナルコンピュータ（以下「PC」という。）へ取

り込みます。

ウ 謙受けの相手先を入力します。

エ エラーデータリストでエラーの有無をチェックし、エラーがあった場合は、修正を行います。

オ 報告者（と畜者等）は、必要とする帳票をPCから印刷します。

カ と畜場のPCからインターネットを経由して改良センターへ転送します。

キ 転送されたデータは、改良センターにおいて自動的にエラーチェックが行われた後、直接データベース（牛個体識別台帳）に取り込まれます。

ク このとき、同時に報告者のPCに対し、登録された個体情報が返されますので、報告者は情報の内容を確認することができます。

（4）牛の出荷情報と個体識別情報が異なる場合の措置

と畜場は、生きた牛が牛肉という食品へ変換する重要なポイントであり、その後の表示の起点となることから、出荷者からの出荷情報（品種、生年月日、性別、産地等）と個体識別台帳の個体識別情報の内容を確認し、齟齬があった場合には、誤りが修正されるようにする必要があります。

このような場合は、まず、荷受業者又はと畜者は、出荷者に対し、当該情報について正確な内容を確認します。

これにより、改良センターの個体識別台帳の情報の誤りが確認されれば、出荷者に、改良センターにその旨を申し出なければならないことを伝えて下さい。出荷者（出荷した管理者、又は管理者からの依頼により出荷しさらに修正を依頼された者）は、改良センター理事長へ、修正事項等を記入した訂正請求書（牛個体識別台帳修正請求書：IV 3(1)又は(2)）を提出する必要があります。

改良センターでは、申し出があった場合は、内容を確認した上で個体識別情報を修正します。

（5）と畜場でとさつされなかった牛の取扱

① と畜場に搬入され、一旦係留所に収容された牛が、と畜場での生体検査の合格が得られない等により、とさつされずにと畜場から搬出された場合は、と畜者は当該牛について改良センターへの報告義務はありません。また、同様に食肉卸売市場の荷受業者においても、とさつがない場合、当該荷受業者は、当該牛について運用通知第1の2の（1）のカに掲げられた「荷受業者」とはなりませんので、当該牛について譲渡し等の届出の義務はありません。

② と畜場において、とさつを待たずに死亡した牛については、4-4の死亡の届出に従って対応します。

（6）と畜者による個体識別番号の表示

①枝肉に対する個体識別番号の表示とその方法

ア と畜場から引き渡される特定牛肉は枝肉の形態を取っていますが、法では、と畜者が、この枝肉に対応する牛の個体識別番号を表示しなければならないこととなっています。同施設で一貫して脱骨処理が行われ、部分肉が製造される場合も同様に枝肉に個体識別番号を表示してください。

イ 表示の方法は、次のような方法が想定されます。

- (ア) 個体識別番号を記入したラベルを左右の枝肉に貼付する。
- (イ) 個体識別番号を記入した札を左右の枝肉に付ける。

②個体識別番号に代えた番号等の表示

ア と畜者は、①の表示に代えて、個体識別番号以外の番号や記号で牛を識別できるもので表示をすることができます。具体的には、作業工程上の牛や枝肉を内部的に管理するための独自の枝肉番号やと畜番号（以下「枝肉番号等」という。）を表示することを想定しています。

イ この場合の表示の方法は、次のような方法が想定されます。

- (ア) 枝肉番号等を記入したラベルを左右の枝肉に貼付する。
- (イ) 枝肉番号等を記入した札を左右の枝肉に付ける。
- (ウ) 食用インクで枝肉番号等を左右の枝肉に記載する。

ウ と畜者が、枝肉番号等の表示を行った場合は、引渡しを受ける者に対し、その枝肉番号等に対応する牛の個体識別番号を、「受渡書」、「販売伝票」、「売買仕切書」、「出荷牛履歴書」等の書面で、枝肉番号等に対応する個体が把握できる形で記入し交付しなければなりません。

この場合、コンピュータによるファイル等の電磁的な方法を用いることができますが、その方法について相手方の了承が必要ですので、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法の施行について」（平成15年7月2日付け15生畜第2068号農林水産事務次官依命通知。以下「施行通知」という。）第5の1の（2）の事項に留意して行ってください。

③表示の開始時期

と畜者の表示義務が施行されるのは、平成16年12月1日以降となっていますが、川下での円滑な制度の普及を図る観点から、できる限り早く表示を行うよう努めて下さい。

（7）と畜者の帳簿の備付け等

①帳簿の備え付けと記載事項

と畜者は、帳簿を備え、特定牛肉である枝肉の引渡しに際し、枝肉について、以下の事項を記録しなければなりません。当然ながら、帳簿は当該枝肉ごとに上記の項目が把握できる形態で記録されなければなりません。

- ア 個体識別番号
- イ 引き渡しの年月日
- ウ 引き渡しの相手方の氏名又は名称及び住所
- エ 重量

なお、食肉卸売市場において、と畜者でない荷受業者が枝肉の卸売業務を行う場合は、当該荷受業者は、法における「販売業者」となりますので、「販売業者」として法で定める特定牛肉の表示と帳簿の備え付けを行わなければなりません。

②備付けの方法

帳簿は、文書による帳面によるものではなく、コンピュータ等により処理され、電磁ディスク等で保存されたものでも構いません。帳簿は、本制度のために独立したものを整備する必要はなく、通常の業務で用いている帳簿を活用して、①の記載事項を記録する方が効率的です。また、記載事項が的確に確認できるものであれば、記載事項が複数の帳簿にまたがったり（例えば、引渡しの相手方の住所録を別の帳簿で管理）、又は伝票等の綴りであっても構いません。

帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後2年間保存します。

③備付けの開始時期

と畜者の帳簿の備付けの義務が施行されるのは、平成16年12月1日以降となっています。